

## 犬山市地域資源バンク設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、人材、資材、施設、機会等の地域の資源に関する情報を発掘し、及び発信し、市民が地域で活躍できる機会を提供するとともに、市民の主体的な社会的活動を促進するため設置する犬山市地域資源バンク（以下「地域資源バンク」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「地域資源」とは、次に掲げるもののうち、市の持続可能なまちづくりに貢献するものをいう。

- (1) 社会的活動を行う人材及び団体
- (2) まちづくりに活用可能な資機材
- (3) まちづくりに活用可能な空間
- (4) 人材が活躍できる催事等の機会

### (登録者の要件)

第3条 地域資源バンクへの地域資源の登録（以下「資源登録」という。）ができる者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する個人及び団体とする。

- (1) 市内で活用できる地域資源を有する者
- (2) 個人にあっては本人が、団体にあってはその代表者が満18歳以上の者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、登録者の対象としない。

- (1) 選挙活動若しくは政治活動又はこれらに類する事業を行うことを目的とする者
- (2) 特定の宗教を支持し、又は布教することを目的とする者
- (3) 営利のみを目的とする者
- (4) 犬山市暴力団排除条例（平成24年条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

(5) その他市長が不相当と認める者

(地域資源の要件)

第4条 資源登録の対象となる地域資源は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内で活用できるもの

(2) 市のまちづくりに与える効果が設定されているもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する地域資源は、資源登録の対象としない。

(1) 第1条に定める地域資源バンクの設置目的に反するもの

(2) 法令上の手続が必要な場合で、当該手続がなされていないもの

(3) その他市長が不相当と認めるもの

(登録者の申出)

第5条 登録者となろうとする者は、犬山市地域資源バンク登録申出書(様式第1)に資源登録を希望する地域資源に係る次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

(1) 犬山市地域資源バンク登録内容票(様式第2。以下「内容票」という。)

(2) 地域資源を確認できる写真

2 市長は、前項の申出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、当該申出をした者を登録者として登録するとともに、内容票に基づき資源登録をするものとする。

(登録内容の公表)

第6条 市長は、登録者が承諾する範囲内で、登録者及び内容票の内容を公表するものとする。

(登録期間及び更新)

第7条 登録者としての登録(以下単に「登録」という。)の期間は、当該登録の日から同日の属する年度の末日から起算して2年を経過する日までとする。

2 登録者は、登録を更新しようとするときは、あらかじめ犬山市地域資源バンク登録更新届(様式第3)を市長に提出するものとする。

る。この場合において、当該更新に係る登録の期間は、3年とする。

3 資源登録の期間は、当該資源登録の日からその登録者に係る登録の期間の末日までとする。

(登録内容の変更)

第8条 登録者は、登録又は内容票の内容に変更が生じたときは、犬山市地域資源バンク登録内容変更届(様式第4)に、内容票の内容を変更する場合にあっては、当該変更の内容が分かる内容票を添えて、速やかに市長に届け出るものとする。新たに資源登録をしようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の届出があったときは、当該届出に基づき登録又は内容票の内容を更新するものとする。

(登録等の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録又は資源登録を取り消すものとする。

(1) 登録者から犬山市地域資源バンク(登録・地域資源)取消届(様式第5)の提出があったとき。

(2) 地域資源が消滅したとき。

(3) 登録又は資源登録の内容に誤り又は偽りがあると判明したとき。

(4) 第3条又は第4条の規定に該当しなくなったとき。

(5) その他登録又は資源登録を取り消すことが適当と認めるとき。

(地域資源バンクの活用)

第10条 市長は、地域資源を活用しようとする者(以下「利用者」という。)から地域資源についての紹介の依頼があったときは、当該地域資源に係る登録者の同意を得て、登録及び内容票の内容を利用者に提供することができる。

2 市長は、前項の依頼の内容及び経過を記録するものとする。

3 登録者及び利用者は、互いに誠意を持って対応し、疑義、問題、事故等が生じたときは、それぞれの責任において対処するものとする。

る。

4 地域資源の活用に係る必要な経費の負担については、登録者及び利用者が協議の上決定するものとする。

(登録情報提供の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の提供を行わない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 選挙活動、政治活動又はこれらに類する事業、特定の宗教を布教する事業、営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。
- (3) その他前条第1項の提供を行うことが不相当と認めるとき。

(活用の報告)

第12条 市長は、利用者が地域資源を活用したときは、必要に応じて当該地域資源に係る登録者に対し、当該地域資源の活用についての報告を求めることができる。

2 登録者は、前項の求めがあったときは、犬山市地域資源バンク活用実績報告書(様式第6)に同項の活用の内容が分かる書類を添えて、市長に報告するものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月21日から施行する。

附 則(令和4年3月30日要綱第46号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月20日要綱第33号)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、その改正後の様式とみなして使用することができる

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。

様式第 1 (第 5 条関係)

(表)

年 月 日

犬山市地域資源バンク登録申出書

犬山市長

申出者 所在地 (住所)

団体名・屋号

氏 名 (代表者)

地域資源バンクに地域資源を登録したいので、犬山市地域資源バンク設置要綱第 5 条第 1 項の規定により次のとおり申し出ます。

区分	<input type="checkbox"/> 個人 <input type="checkbox"/> 団体
団体名・屋号	<input type="checkbox"/> 申出者と同一
ふりがな	
氏 名 (代表者)	<input type="checkbox"/> 申出者と同一
生年月日	年 月 日 ( 歳)
所在地 (住所)	<input type="checkbox"/> 申出者と同一 〒
連絡先	TEL :
	メールアドレス :
ホームページ 表示方法	<input type="checkbox"/> 団体名・屋号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> その他 (協働プラザへ問合せ)
資源紹介方法	<input type="checkbox"/> 直接伝えて良い <input type="checkbox"/> 仲介してほしい <input type="checkbox"/> その他 ( )

事務局使用欄	台帳No.
--------	-------

(裏)

私は、下記の内容に同意します。

- ・ 地域資源バンクの設置目的に反する行為はしません。
- ・ 犬山市のまちづくりに対して効果のある資源を登録します。
- ・ 登録する地域資源活用の中で、選挙活動、政治活動又はこれらに類する事業、特定の宗教を布教する事業、営利を目的とした事業は行いません。
- ・ 利用者とのトラブルを防ぐために事前の確認をしっかりと行います。
- ・ 有料の場合、事前にわかりやすく金額の提示を行い、利用者と協議の上決定します。
- ・ トラブル対策の対応（保険加入等）を必要に応じて行います。
- ・ 上記の約束に抵触した際、登録を抹消する可能性があることを了承します。
- ・ 万一発生したトラブルに関して、犬山市は一切の責任を負わないことを了承し、当事者間で解決します。

また、内容票の内容を公開するとともに、利用者から紹介依頼があった場合は、希望する方法で表面の情報を提供することに同意します。

年 月 日 署名（代表者）

様式第2（第5条、第8条関係）

犬山市地域資源バンク登録内容票

登録区分	<input type="checkbox"/> 人材（個人・団体） <input type="checkbox"/> 資機材 <input type="checkbox"/> 空間 <input type="checkbox"/> 活躍の機会
登録カテゴリ	
名称	
内容	
対象	
場所	
数量等	
金額	
実績	
アピールポイント	
特記事項	
ホームページ等	
<input type="checkbox"/> 法令上必要な手続等を確認し、必要な場合は当該手続等を行っています。	

※地域資源を確認できる写真を添付してください。

※ご記入いただいた内容は、ホームページや広報媒体へ掲載します。

※変更の場合は、変更する内容のみ記入してください。

事務局使用欄	台帳No.
--------	-------

様式第3（第7条関係）

年 月 日

犬山市地域資源バンク登録更新届

犬山市長

届出者 所在地（住所）

団体名・屋号

氏名（代表者）

地域資源バンクへの地域資源の登録を更新したいので、犬山市地域資源バンク設置要綱第7条第2項の規定により次のとおり届け出ます。

団体名 ・屋号	<input type="checkbox"/> 届出者と同一
ふりがな	
氏名 (代表者)	<input type="checkbox"/> 届出者と同一
所在地 (住所)	<input type="checkbox"/> 届出者と同一 〒
連絡先	TEL :
	メールアドレス :
地域資源	
登録期間	年 月 日から 年 月 日まで
更新期間	年 月 日から 年 月 日まで

事務局使用欄	台帳No.
--------	-------

様式第4（第8条関係）

年 月 日

犬山市地域資源バンク登録内容変更届

犬山市長

届出者 所在地（住所）

団体名・屋号

氏名（代表者）

地域資源バンクの登録内容を変更したいので、犬山市地域資源バンク設置要綱第8条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

区分	変更前	変更後
団体名 ・屋号		
ふりがな		
氏名 (代表者)		
所在地 (住所)	〒	〒
連絡先	TEL :	TEL :
	メールアドレス :	メールアドレス :
地域資源	<input type="checkbox"/> 変更	<input type="checkbox"/> 追加

※変更する内容のみ記入してください。

※地域資源の内容を変更する場合、新たに地域資源を追加する場合は、内容票を添付してください。

事務局使用欄	台帳No.
--------	-------

犬山市地域資源バンク（登録・地域資源）取消届

犬山市長

届出者 所在地（住所）

団体名・屋号

氏名（代表者）

地域資源バンクの登録を取り消したいので、次のとおり届け出ます。

登録者の取消し

取消しの理由	
--------	--

地域資源の取消し

資源名	
取消しの理由	

事務局使用欄	台帳No.
--------	-------

様式第6（第12条関係）

年 月 日

犬山市地域資源バンク活用実績報告書

犬山市長

報告者 所在地（住所）

団体名・屋号

氏名（代表者）

地域資源の活用について報告するよう求められたので、犬山市地域資源バンク設置要綱第12条第2項の規定により次のとおり報告します。

活用した 地域資源		
利用者	団体名	
	氏名	
日時		
場所		
内容		
効果		

※活用の内容が分かる書類(チラシや写真など)があれば添付してください。

事務局使用欄	台帳No.
--------	-------